平成29年度

第 5 0 回埼玉県景観審議会議事録

平成29年8月2日(水)

埼玉県都市整備部田園都市づくり課

○ (司会) 和田主幹 定刻を少し過ぎました。

本日の司会は、私、田園都市づくり課の和田が務めます。皆さん、どうぞよろしくお願いします。

まず初めに、資料の確認をします。

資料は、資料配付一覧が、一番上にきているもので次第、出席者名簿、座席表、資料1、2、3、4が綴っています。また、参考資料としまして、緑のフラットファイルに作っております資料一式でございます。

この配付資料一覧が一番上にきている資料をお持ちでない方はいらっしゃいますか。こちらに関しては、事前にお配りさせていただいているものです。無い方は、事務局から改めて配付しますので、よろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

大変、皆さん恐縮ですが、欠席者がいらっしゃる関係上、出席者名簿と座席表は机の上に 修正版を置かせていただいております。こちらを差し替えでお願いしたいと存じます。

資料に関しては以上です。過不足等がございましたら、事務局へお申しつけください。 それでは、ただいまから第50回埼玉県景観審議会を開催します。

開会に先立ちまして、埼玉県都市整備部田園都市づくり課長の落合よりご挨拶を申し上げます。

○落合課長 皆さん、こんにちは。田園都市づくり課長の落合でございます。どうぞよろしく お願いいたします。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、当審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。埼玉県景観審議会は、知事の諮問機関といたしまして景観形成に関する重要事項をご審議いただくものでございます。さまざまな分野の方々に委員をお願いしております。今年7月1日に委員の改選を行いまして、皆様にご就任いただいたところでございます。改めて御礼を申し上げます。また、任期につきましては平成29年7月1日から平成31年6月30日までの2年間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

当審議会での近年の審議事項でございますが、前任期中であります平成27年度から28年度 にかけましては、第46回から49回の4回開催しておりまして、圏央道の開通や関越道のスマートインターチェンジの整備に伴います屋外広告物の禁止地域の指定についてのご審議をい ただいたところでございます。また、それ以前になりますが、平成26年度の第45回におきま しては景観重要建造物の指定、こういったもののご審議をいただいたところでございます。

さて、本日は議題が3件、報告事項が1件でございます。1つ目の議題は、本日が委員改 選後初めて開催する景観審議会でございますので、初めに会長、副会長の互選を行っていた だきます。

2つ目と3つ目の議題につきましては、審議会規則に基づき、この景観審議会に2つの専門部会を設置することをお諮りいたします。

次に、報告事項といたしまして、今年5月9日に開催されました九都県市首脳会議で合意 した屋外広告物の安全管理の強化に係る取組についてご説明をさせていただきます。

なお、議事に先立ちまして、本県の景観行政、屋外広告物行政の概要をご説明させていた だきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

結びになりますが、委員の皆様方には本県の景観・屋外広告物行政のより一層の向上を図るため、ご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。 本日は、どうぞよろしくお願いします。

○ (司会) 和田主幹 続きまして、今回は7月1日の委員改選後最初の審議会ですので、委員 の皆様をご紹介します。

お配りしました出席者名簿をご覧ください。

この名簿順にお名前をお呼びしますので、恐れ入りますが、その場でご起立、ご着席願います。

まず、淑徳大学経営学部准教授の朝倉はるみ様。

- ○朝倉委員 朝倉です。よろしくお願いします。
- (司会) 和田主幹 日本大学理工学部教授の岡田智秀様。
- ○岡田委員 岡田です。よろしくお願いします。
- ○(司会)和田主幹 NPO法人埼玉農業おうえんしたい代表理事の梶島邦江様。
- ○梶島委員 梶島です。よろしくお願いします。
- (司会) 和田主幹 カラープランニングコーポレーションクリマ取締役の加藤幸枝様。
- ○加藤委員 加藤です。よろしくお願いします。
- (司会) 和田主幹 弁護士の川井理砂子様。
- ○川井委員 川井と申します。よろしくお願いいたします。
- (司会) 和田主幹 芝浦工業大学建築学部教授の桑田仁様。

- ○桑田委員 桑田です。どうぞよろしくお願いします。
- (司会) 和田主幹 埼玉県屋外広告業協同組合理事長の楠尚人様。
- ○楠委員 楠と申します。よろしくお願いします。
- (司会) 和田主幹 埼玉建築設計監理協会会長の田中芳樹様。
- ○田中委員 田中です。よろしくお願いします。
- (司会) 和田主幹 熊谷市副市長の嶋野正史様。
- ○嶋野委員 嶋野です。よろしくお願いします。
- (司会) 和田主幹 公募による選出の塩野弓子様。
- ○塩野委員 塩野でございます。よろしくお願いします。
- (司会) 和田主幹 同じく公募による選出の鈴木英善様。
- ○鈴木委員 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。
- (司会) 和田主幹 ありがとうございました。

なお、本日ご都合によりご欠席の委員が2名いらっしゃいます。千葉大学大学院園芸学研 究科教授の池邊このみ様、筑波大学システム情報系社会工学域准教授の藤井さやか様。

計13名の方に委員をお願いしております。委員の皆様、今期の2年間、どうぞよろしくお願いします。

なお、本日は委員13名のうち11名の出席をいただいており、委員の過半数の出席ですので、 埼玉県景観審議会規則第5条第2項により、本日の審議会が成立しますことをご報告申し上 げます。

続きまして、事務局職員をご紹介します。

初めに、埼玉県都市整備部田園都市づくり課長の落合でございます。

- ○落合課長 落合です。よろしくお願いします。
- (司会) 和田主幹 同じく主査の日野でございます。
- ○日野主査 日野です。よろしくお願いします。
- (司会) 和田主幹 同じく主査の大和地でございます。
- ○大和地主査 大和地です。よろしくお願いします。
- (司会) 和田主幹 同じく主任の荒木でございます。
- ○荒木主任 荒木です。よろしくお願いします。
- (司会) 和田主幹 同じく主任の冨樫でございます。
- ○冨樫主任 冨樫です。よろしくお願いします。

○ (司会) 和田主幹 最後に私、主幹の和田でございます。どうぞよろしくお願いします。

ここで、議事に先立ちまして、本日お配りした資料のうち、インデックスがついております資料1、これを使いまして景観審議会について、また埼玉県の景観・屋外広告物行政の概要についてご説明します。

資料1をご覧ください。

まず、景観審議会についてですが、埼玉県景観審議会の設置根拠は埼玉県の執行機関の附属機関に関する条例の別表第1にございまして、知事の諮問に応じ景観形成及び屋外広告物に関する重要事項を調査審議することとされております。知事の諮問事項は、景観については埼玉県景観条例で、屋外広告物については埼玉県屋外広告物条例でそれぞれこの資料のとおり定められています。

参考資料として配付させていただいた緑色のフラットファイルの中ですが、こちらに埼玉 県景観条例及び埼玉県屋外広告物条例がありますので、説明は割愛しますが、お時間あると きにご清覧をいただければと存じます。

以上が資料1についての説明でございました。

次に、景観行政及び屋外広告物行政について、各担当者から説明をします。

初めに、本県の景観行政について、主査の日野が説明します。

○日野主査 田園都市づくり課の日野です。よろしくお願いします。

埼玉県の景観・屋外広告物行政の概要ですが、資料1の2ページ目、こちらをご覧ください。あと、緑のフラットファイル、参考資料を使いながらご説明します。

1番目、景観計画と景観条例についてご説明します。

景観計画は、景観法第8条に基づき定めているもので、景観形成の方針や建築物の規制内容を定めています。また、景観条例につきましては地域の特性を生かした景観形成を推進するために、県が定めていまして、景観形成を進めるための各施策や景観法の施行についての必要な事項を定めています。

景観計画は、参考資料の4になります。埼玉県景観計画の中に、目次がございます。ここに定められている内容が列記されておりまして、第2に景観計画区域、第3に良好な景観形成に関する方針、第4に行為の制限に関する事項、第5以降は景観重要建造物の指定の方針など各取り組みの基本的な事項を記載しています。

なお、第2から第8の部分につきましては景観法で定めるものとされている項目です。 この中で、第3の良好な景観形成に関する方針に埼玉県の将来の景観像を示しております。 5ページをご覧ください。中段ぐらいになりますが、将来の景観像があります。読み上げます。

県内外のあらゆる人々が埼玉の山地、丘陵、田園と都市の魅力を実感し、住みたい、訪れたい、そして誇りに感じる埼玉の実現を将来の景観像にすると定めています。この将来の景観像を実現するために、基本目標や基本方針を定めております。6ページになりますが、5番目に景観形成方策の方向性として3点ございまして、1番目に広域景観の保全と創出、2番目に地域景観の保全と創出、3番目に建築物の建築等に対する規制誘導、こういったものに取り組んでいます。このうち、建築物の建築等に対する規制についてご説明します。

参考資料、緑のファイルの6番をご覧ください。こちらが景観法に基づく届出の行為の概要となります。景観法では、建築物や工作物などの新築・修繕をする際に届出を義務づけています。届出の内容を審査するルールは、景観条例や景観計画で定めています。

参考資料 6 カラー刷りは一般の方向けに作成したものです。中段にある埼玉県の地図の着色された市町村が県の景観計画区域になっています。なお、景観計画区域というのは景観計画が及ぶ区域のことを言いまして、埼玉県の場合、県全域を計画区域と定めています。図面で白抜きの市、これ数えると全部で15あり、地図の左下の注意書きにある朝霞市を加えまして、現在、計16市が独自の景観条例と景観計画を持っております景観行政団体、自ら景観行政ができる団体となっています。こうした景観行政団体の市は県の景観計画の適用を受けないことになります。この景観行政団体ですが、県や政令市、中核市については景観法の規定で景観行政団体に自動的になります。埼玉県の場合、政令市はさいたま市、中核市は川越市と越谷市になります。それ以外の市町村につきましては、県と協議の上、景観行政団体になることができます。

なお、現在、飯能市が景観行政団体の移行に向けて県との事前協議を進めている状況です。 下の図をご覧ください。埼玉県の景観計画区域の区分となります。

区域はまず、用途地域の有無で区分されまして、用途地域がある場合、左の矢印になりますが、全てが都市区域に分類しております。また、用途地域がない区域では薄い水色の市町村のうち、関越道を基準にしていますが、西側を山地・丘陵区域、東側を田園区域としまして、濃い青色の市町村、これを圏央道沿線区域としています。また、オレンジ色の市町については圏央道以北高速道路沿線区域としています。

なお、都市区域、山地・丘陵区域、田園区域をまとめて一般課題対応区域、また、圏央道 沿線区域、圏央道以北高速道路沿線区域をまとめて特定課題対応区域としています。特定課 題対応区域は、主に圏央道の整備に伴って交通利便性が向上することで開発圧力が高まり、 建築物や工作物が増えることが予想されるために、より重点的に取り組む地域として位置づ けています。

1枚めくっていただきまして、これは届出の対象行為ですが、建築物などについて一定規模以上のものに届出の義務を課しています。例えば、建築物の新設ですと、一般課題対応区域では高さが15メートルを超えるもの、または建築面積が1,000平米を超えるもの、特定課題対応区域なら建築面積が200平米を超えるもの、戸建て等は除きますが、こういう規模のものについて届出義務が課されます。特定課題対応区域のほうが一般課題対応区域よりも届出対象行為の範囲が広く、加えて圏央道沿線区域では一番下にあります物件の堆積、こちらも届出の対象となっています。

隣のページは景観形成基準、届出内容の審査のルールでして、埼玉県の景観計画では配慮 事項と勧告基準、変更命令基準を定めています。配慮事項は努力義務です。勧告基準、変更 命令基準は守っていただかなければいけないルールでして、守らない場合は勧告します、変 更命令しますというので、強制力のある部分となります。

下の表になりますが、こちらは明る過ぎたり、派手過ぎたり、あまり周囲と溶け込まない 色をマンセル値というもので表したものです。これを制限色といいます。マンセル値ですが、 参考資料の7、景観形成基準の解説の34ページをご覧ください。

マンセル値とは、色彩を客観的、具体的に示す方法として「色相」、色合い、「明度」、明るさ、「彩度」、鮮やかさの3つの要素で色を表すものです。

これから説明する区域の名称は、この冊子の作成後、変更となっております。読み替え表 を冊子に挟んでありますので、あわせてご覧いただければと思います。

36ページをお開きいただきまして、色彩基準ですが、以前は都市区域と言っていました。 今は用途地域が定められている区域となりますが、赤で囲った部分が制限色となります。建 築物の外観としてあまり使用されていない彩度の高い鮮やかな色彩を制限しています。

37ページをお開きください。37ページは変更前、田園区域、圏央道沿線区域で、現在は関 越道以東で用途地域が定められていない地域となっていますが、こちらは田園区域の景観と 調和しない彩度の高い鮮やかな色彩と明度の低い暗く濃い色彩を制限しています。

38ページが山地・丘陵地域になります。現在は関越道以西で用途地域が定められていない地域となりまして、山地・丘陵区域の景観と調和しない彩度の高い鮮やかな色彩と明度の高い明るい色彩を制限しているものです。

勧告基準、変更命令基準は、こういった制限色や、点滅する光源が形成する面積の合計が 外観のうち各立面の3分の1を超える場合に勧告、変更命令となります。ただ、制限色を全 く使っていけないのではなくて、各立面の3分の1までは使用してもよいという基準となっ ています。

次に、資料1の2ページ目の2番目、歴史のみち広域景観形成プロジェクトについてご説明します。参考資料の8をご覧ください。

このプロジェクトですが、初めに説明しました埼玉県景観計画の景観形成方策の1つであります広域景観の保全と創出の取り組みとなります。具体的には、県、市町村やNPOと協働で旧街道や宿場町に埋もれている歴史的景観資源を保全・活用して、広域景観形成を進めるという取り組みです。

1ページめくっていただきまして、昨年度までに7カ所のモデル地区で市・NPOと協働して景観のまち歩きや講演による啓発を行っています。7カ所のモデル地区は、旧中山道沿いの蕨宿、鴻巣宿、深谷宿、県東部になりますが、旧日光街道の粕壁宿、県南西部になりますが、旧秩父道の吾野宿、飯能市にあります。また、忍城祉周辺地区、行田市です。そして聖天山のある妻沼地区、熊谷市となります。

なお、今年新たに和紙のふるさと・商都小川町をモデル地区に指定しています。これらのモデル地区での啓発活動を通じ、参考資料9になりますが、県では地域の景観上重要な建造物を地域の個性ある景観づくりの核として、その維持保全及び継承を図るために景観重要建造物を指定しております。これまでに7件指定しています。指定により所有者は適正な管理義務が生じる一方、地域にとっては地区のPRになると考えております。 なお、指定に当たりましては当審議会に意見をお聞きします。

続きまして、資料1の3番、公共事業景観形成指針についてご説明します。

参考資料10-2、埼玉県公共事業景観形成指針の解説、攻略本をご覧ください。

20ページまでが指針で、そのあとは指針の解説となります。この指針の目的ですが、県が行う公共事業における景観形成の基本となる事項及び運用に関する事項を定めまして、県の良好な景観形成に寄与することとしています。4ページ目が指針の目次になりますが、第4に、さらによくするための工夫、第5にみんなで守るルールが定められています。また、第6、運用システムは公共事業景観形成指針で定めたことを運用していくための制度でして、チェックシートの作成と専門家アドバイスを定めています。チェックシートは、14ページ以降になりますが、工事や設計業務の担当職員自らが一定規模以上の公共事業を行う場合に景

観面の注意点をまとめたチェックシートにチェックすることによって、どういうところに気 をつければよいのかというのを確認し、景観的視点に気づいてもらう仕組みとなっています。

また、専門家アドバイスは議題にある専門部会の設置において詳しくご説明しますが、景 観形成上、特に重要なものについて実施設計を行う前に本審議会のアドバイスを受け、実施 設計に反映していく仕組みとなります。

続きまして、資料1の4屋外広告物の規制については、この後、改めて大和地からご説明 しますが、屋外広告物の登録事務、基準に基づく許可事務、是正指導などを行うものです。 また、屋外広告物禁止地域等の指定も行っております。

その他、5番、景観まちづくりへの支援として市町村とは、景観行政団体施策研究会を組織しまして、毎年テーマを決めまして県、市町村の担当職員向けの講演会や現場見学、課題解決方法の検討などを行っております。また、県民の皆様の勉強会などに景観アドバイザーとして有識者の方を派遣しています。

最後に、6番の景観資源の情報発信として埼玉県景観資源データベースをインターネット 上に公表しております。

以上となります。

- (司会)和田主幹 本県の景観行政についてでした。委員の皆様、本県の景観行政について ご説明しましたが、何かご質問はありますか。いかがでしょうか。
- ○梶島委員 景観重要建造物に指定されると、これは何か修繕費の補助やあるいは管理費が県から出てくるのですか。
- ○日野主査 県からの補助はありません。PR的な要素が一番大きいというところです。指定 に当たっては、その内容を示して権利者の方の合意を得た上で指定させていただいておりま すので、ご確認いただいているかと思います。
- ○梶島委員 そうですか。そうすると、やっぱりなかなか指定も進まないのもしようがないか なというふうには思います。
- ○日野主査 県の制度ではなく国の制度ですが、相続税の減免が受けられる制度があります。
- (司会) 和田主幹 ほかに何かありますか。
- ○鈴木委員 鈴木でございます。先ほどご説明がありました中で、5番の景観まちづくりへの 支援のところで県民の勉強会等への景観アドバイザーの派遣と、こうございますけれども、 これはどれくらいのレベルというか、頻度で行われているのでしょうか。
- ○日野主査 毎年の回数でいきますと、年間10回程度行っています。

- ○鈴木委員 ありがとうございます。
- ○(司会)和田主幹 ほかはよろしいでしょうか。では、次に進めます。

続きまして、本県の屋内広告物行政について、大和地が説明します。

○大和地主査 屋外広告物を担当しています大和地です。よろしくお願いします。

私が使う資料は、資料1の3ページ、4ページ、それから附属資料の11と12です。11は条例で12は屋外広告物の概要と全体のことが書いてあります。その辺をまとめて抜き出して説明しますので、参考資料は余り使わないと思います。3ページと4ページをお願いします。

まず、3ページですが、屋外広告物行政の法体系について簡単にご説明します。屋外広告物というのは何かと言うと、言われると簡単なことなのですが、昔からずっとよくある看板です。それが戦後復興のときに乱立してはいけないということで、屋外広告物法が昭和24年にでき、県の直轄でなく、そのときは国が直轄で禁止するというようなことをやっていました。そのうちに時代が変わってきまして、地元の行政団体がやったほうが良いのではないかというような方向に変わりました。それで、昭和50年に埼玉県屋外広告物条例ができております。それが先ほど申しましたように国が所轄のシフトチェンジということで、屋外広告法を変えたことです。変更として、屋外広告物として出してはいけないものとか、出してはいけない地域とか、ルールとか、そういうものを各知事が定めるというようなシステムに変わったのが昭和50年です。

そのような経緯で、県が屋外広告物の規制を行っているのですが、その大きな法の理念が資料3ページの右上側に記載されています。良好な景観の形成又は風致の維持、公衆に対する危害の防止と、大きくはこの2つです。ですから、ページの左側は、見栄えがいい景観に屋外広告物が乱立して見栄えが悪くなってはよろしくない。そういうところは規制する場所にするとか、今ある景観を守っていきましょうというのが、この左側の良好な景観の形成又は風致の維持です。公衆に対する危害の防止というのは、これは看板などが道の真ん中に立っていると危ないので、そういうことは駄目とか、道路の脇に看板が立つと目線がそちらへ行ってしまい危ない、そういうことはいけない、それなので、ルールをつくりましょうというのが、この公衆に対する危害の防止の基本的な考え方です。

では、この2つの理念はどのようになっているのかという話ですが、実はこの法の考え方の上に財産権と表現の自由の尊重があります。これが大きく法の上に出るので、基本的には 人の財産を侵害してはいけないし、表現の自由も侵害しては駄目だと。そのようなことはし ないでやっていきましょうということで、今度はページの左側になります。それでは、具体的にそれをはっきりさせると、屋外広告物って何になるのかということで、その左側に書いてあるものが屋外広告物になっています。これが法や条例の規制に係る屋外広告物の概念です。ですから、これ以外の看板とかは、法や条例の縛りはかからないということになります。そのルールが、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立て看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものとなります。これは何を意味するかと言いかえると一瞬だけ表示するものはいいということになります。例えばポケットティッシュを配ってやることですが、あれはもう完璧に広告と呼ばれますが、あれは手で渡しているので一瞬であり、一定期間や常時までやっていない、あれはこの規制には入らない。それから、屋外に出ていることと公衆に危害を与えることの説明ですが、これは範囲が狭くなってしまうと関係なくなるという説明になります。例えば動物園とか入った人に向けている看板は、屋外広告物ですが、入園している人限定の看板で、それはこの法律の縛りには入らない。ただ、同じ動物園でも外のフェンスにはって、外を通る一般の方に表示するものについては規制の対象になります。内側の人向けに対しては法や条例は関係ないということです。

1つわかりやすいこの例を言いますと、駅がそうなります。駅の中の広告は、駅を使う人だけに見せるというところがあります。駅を使わない人には関係ありません。駅の中には色々な看板が入っていますが、あれはこの法令の規制は受けない。看板であれば何でもかんでも規定があるということではなくて、先ほど申しましたように財産権とか表現の自由の尊重があります。このため、ルールで、屋外で公衆に表示されるものが規制の対象になるというようになっております

ですから、あの看板は違法なのではないかと思ったときに、財産権の中に実はもう1点、 規制されるかどうかの観点があります。先ほどの財産権について、この条例との関係を簡単 に説明すると自分の土地とか自分の占有する敷地の中で自分のことを表示するような内容に ついては、ある程度の大きさまでは許可不要で出していいということになっております。た だし、これも場合によっては規制がかかる場合があります。本来屋外広告物は原則許可制に なっております。許可制だけど自家広告物は、許可は要らないということではないのかとい うことになり、原則許可制と矛盾するのではということがあります。それでは、許可を取る のは、何になるのかという話ですが、それが人の土地のところに土地の持ち主以外の屋外広 告物を出すことです。自分の意思で自由にできない行為については、許可が必要というイメ ージです。

許可を受けずに自分の土地に自分の屋外広告物を出すということと許可を受けて他人の土地とかに表示する者の屋外広告物を出すという、大きく分けてこの2つのやり方があります。自分のものを出すことについては、一応法令上大きさ等の規制はありますが、許可は取らなくてもいいと。それなので街中にある看板が違法かどうかを判断する場合は、自家広告物かどうかを判断しなくてはならないため、設置している場所が、屋外広告物を表示しているその方の敷地がどうかわからない、そこがネックになります。これは違法なのではないかと思ったときに、いやこれは自分の土地に自分のものを表示していると答えれば、それについては違法と言いづらいというのがあります。これはどう考えても人の土地に出ているなとか、そういうものに対しては法令の決まりがあるから、これは許可を取っているよねと確認し、許可を取ってないということであれば、違反広告物になると、そのようなイメージで説明しています。他にも内容的には色々ありますが、基本的にはこの考え方でございまして、このような例に該当するものが法令上で規制がかかる屋外広告物だということでご理解願いたいと思います。

それを踏まえて、今回皆様方にお願いしたいのは、このページの左下に屋外広告物の枠組みというところがありますが、先ほど屋外広告物を出してはいけない地域だとか場所だとか物だとかいうお話をしました。財産権とか表現の自由を侵害しない程度で良好な景観の形成又は風致の維持を守るために、または公衆に対する危害の防止をするために、どの地域を出してはいけない地域にするとか、この地域では何をどこまでの大きさにしましょうとかというのを、皆様のお知恵を借りて基準をつくるというのが、この審議会の位置づけです。ですから条例上でここの部分については必要応じて知事が定めることができるということが屋外広告物法に書いてあります。これは条例になりますが、各都道府県、または後でお話ししますが、独自条例制定市とか政令市とか中核市とかは、独自で基準をつくってもいいとなっているので、同じ埼玉県でもエリアによって同じ屋外広告物でも掲出が可能なところと駄目なところがあります。

ですから、例えば県の条例があっても場所によっては扱いが変わります。例えばさいたま 市は政令市で県と同等なので、さいたま市では県が駄目と言ったものがオーケーになってい る場合もあります。それは条例の独自性で、埼玉県の基準では駄目だけれども、さいたま市 の基準ではオーケーという判断をしたとなります。ですから県内一律同じルールにはなって いないということです。それではどこのエリアが違うのかという話ですが、先ほど少し説明 しましたが、4ページの右下に独自条例市と書いてあるところがあります。さいたま市は政令市で川越市と越谷市が中核市。その他政令市、中核市も含めた景観行政団体で、手を挙げて独自条例を作成した自治体もあります。その他、皆様は、景観審議会なのに何で屋外広告物の審議もやるのかなと、そういう疑問があるかと思いますが、実はこれは最初、別々の審議会だったのですが、先ほど説明いたしました景観のエッセンスの一部みたいなところに屋外広告物が入っているという考え方があります。それで、景観という大きな枠があって、そのうちの一部に屋外広告物がある。その規制を行うというイメージなので、1つの審議会にしてもいいのではないかという話がありまして、それで1つになっております。

ですから、規制で、先ほど申しました見栄えという要素が入っているので、そういう意味 で一緒になっています。ちょっと話は変わりますがさいたま市、越谷市、川越市、ここまで は政令市、中核市とお話ししたんですけど、その他政令市、中核市を含めて、景観行政団体 と先ほど説明しましたが、景観行政団体になると独自条例を作成する権利が発生します。権 利が発生しても、条例を作成する、しないは自由ですが、例えば本日ご出席いただいていま す熊谷市さんの場合、景観行政団体ですが、まだ独自条例を作成していません。資料のその 横に記載しています春日部市とか新座市とか三郷市とか川口市とか戸田市とか八潮市は景観 行政団体になって独自の条例をつくりたいということで、条例を作成できるという規定を適 用した結果、この地域は県と違う条例になっています。先ほどお話した埼玉県のルールとは 違うところがこの市です。この市へいくと、県が駄目と言ったルールもオーケーになるかも しれないし、逆にこちらの方が県よりも規制が緩かったり強かったりとか、全然違うことが あります。例えば三郷市はある特定の駅について、駅前の屋上の看板の掲出を禁止していま す。屋上広告物の看板の規制、それは三郷市の政策なので、埼玉県としては別に何も言えな いと。そのような色々な特色ありも含めて、この独自条例の制定というルールになっていま す。皆様にお願いをする審議内容は、この独自条例市以外に適用されるということになりま す。ですから委員の皆様が、ご自分のお住まいのエリアがこの独自条例市に入っていました ら、この審議会で審議した内容は自分の住むエリアには関係ないということになります。そ ういうことも含めて色々なルールがあるということをお話ししました。

それなので、3ページに戻っていただきまして、もう少し詳細にお話しますが、先ほど申しましたように規制するのは何かというと、1つは禁止地域です。良好な景観と風致の維持のため、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の表示または設置を禁止している地域ということで、具体的には住居専用地域、これは第一種低層住宅と第二種低層住宅だけで

すが、そういうものとか、景観地区に指定されたところとか、風致地区だとか、重要文化財の周辺だとか、イメージ的にこの辺にべたべたとはり紙とかはられたら困るというようなところは、もともと屋外広告物を出しては駄目ということです。そういうところが1つのエリアというか、地域という考え方です。

もう一つが、これも先ほど申しましたとおり何でもかんでも屋外広告物を出してもいいのかといいますと、ものによっては見栄えが悪いものがあります。また、交通上問題があるところで、橋梁とかトンネルとか、高架構造及び分離帯だとか、街路樹だとか、電柱とか街路とか、こういうものについても最初からはることは認めては駄目というのが、禁止物件というものです。

それから、もう一つ、屋外広告物を出してもいいけど、無制限の大きさでいいのかという 話があります。この地域でこの範囲では、ここまでの大きさにしようとかという基準を定め るということ、いわゆる規格です。

最後ですが、これも先ほど申し上げた適用除外という言葉があります。先ほど申し上げた自分のものを自分のところに出す、これに実は自分のもの以外のものもプラスアルファで要素が入っていますが、街中の屋外広告物はこれがほとんどです。自分の家の敷地に自分の家のものを出すと。ただ、これも無制限に出してもいいというようにしてしまうと、自分の家の敷地だから何でもありとなってしまうので、それはちょっと規制緩和のやり過ぎではないかということで、幾ら自分の土地であってもある程度の大きさまでにしましょうという、その基準が適用除外の基準でこれを決めることがあります。その他に、適用除外で自分のもの以外として、公職選挙法による選挙運動のために使用するポスターとか、これは公職選挙法に従っているものです。ポスターに限っては適用除外、許可を取らなくても出してもいいとかですね。あと冠婚葬祭とか祭礼とか一時的に行うもの。法令で常時または一定の期間継続して、とありましたが一時的にという判断で、それについては、許可は取らなくて出してもいいことにしましょうとか。要するに許可を取らなくても出してもいいのは何にしましょうかというその基準を皆さんで決めていただくということです。

ですから、今回の審議会の皆様にお願いしたいのは、大きな意味ではこの禁止地域について、禁止物件について、規格について、適用除外についての4つです。これについて、具体的に言いますと、禁止地域の告示で県報に登載した例で、最近高速道路でスマートインターチェンジというのができていますが、高速道路で埼玉県の北のほうへ行きますと、まだ田園風景が広がっています。そこへスマートインターチェンジをつくっているところは、大体イ

ンターチェンジの脇には田んぼがあるのですが、そこの交通量が多くなることが見込まれています。そこに看板を置いてPRに結びつくからということで、どんどん立てられてしまうと、せっかくの田園風景がなくなってしまうのでないかということになります。開通する前にそこを禁止地域にして、看板を出させないようにしてもよろしいかというような諮問をしたことが過去にみられた事例です。

景観を守るのではなくて、交通量があって看板設置にいいところだから、規制しなくてもいいのではないかという考え方もありますが、そうするとせっかくある田園風景がなくなってしまうので、これを守るというのが法律の趣旨であります。この件については、どちらの考え方もあるので、諮問で皆様のご意見をお伺いします。結果的に禁止地域にしなくてもいいのではないかという答えが出るかもしれません。そういうことを我々行政だけが判断するのではなくて、有識者の皆様に判断していただくというのが諮問事項であります。今多いのがこの関係でございまして、スマートインター新設の情報が余りないのですが、ここのところ寄居スマートインターとか上里スマートインターとか、スマートインターチェンジの設置がありまして、その関係で諮問したことが何件かありました。審議していただくことはそのようなイメージです。

審議会の概要は以上のようなことですが、具体的にどうやっていくのかという話ですが、それは次のページになります。実は屋外広告物の法の中には2つの法のエッセンスがございまして、1つはお話しました屋外広告物関係、もう一つはそれを商売にされている業者の方がいらっしゃるのですが、この方たちが基本的に看板や屋外広告物であるポスターをつくって、それを表示するとか、野立て看板をつくるとか、そういうことを業にしている業界の方について規定する関係。今日も業界の方がいらっしゃいますけど、心許ない業者が好き勝手に商売をすると、お客様に負の影響が生じたり、クレームがたくさん出てきたりする場合があるので、そういうことがないように屋外広告業を行う業者については、事前に登録制にしましょうというのが法律上の趣旨であります。看板を設置するとか、広告物を表示するとかということを業務にする方は事前に県に登録する。それが法の位置づけであります。それなのでこの屋外広告物法の構成は、1つは看板系、あともう一つは業者の関係ということで、大きな柱2つでなっています。

この4ページの資料も、その2つの関係を記載しています。1つは一番下から始まりますが、まず広告主が業者に掲出依頼とかします。業者は、この依頼を果たすために、事前に県に登録をしなければならないということが、まず1つ目のルールです。広告業者が事前に県

に登録すると。ただこれは許可ではないので、許可よりも審査基準が多少緩いです。登録も 許可も審査することは一緒です。こちらは登録なので、会社や個人でも登録できますが、住 民票とか会社の謄本とかの添付と、私たち役員は悪いことをしていませんということを誓約 する誓約書を提出するぐらいで審査は通ってしまいます。本来許可だと、誓約された内容が 本当にそうなのかということで、内容確認の照会のため、市町村などに欠格事項の照会とか しますが、これは登録なのでやらない。そういう意味では多少緩い審査での登録になってい ます。

ただ、それでも登録してあることによって、業者の自主的な道義上とか、そういうようなことも含めて不当取引の制限になっているのではないのかというところがあります。ですので、この広告業者さんに係るところが1つです。もう1つは、屋外広告の設置を頼んだ場合に大きく分けて2つあります。それが右側の先ほどの屋外広告物の掲出について、自分の土地などのところ以外に設置するものは許可を取らなければならないので、その許可を取る許可申請が右の矢印です。

許可申請はどこに出すのかということで、皆様はこの法律と制度自体があまり知られてい ないので、ご存じない方もいらっしゃるかもしれませんが、先ほども申し上げました、法律 の考え方が、国がやるから知事がこういうことをやるに変わっているので、基本的には知事 に行います。埼玉県の組織でいうと県土整備事務所というのがあるのですが、ここに許可を 取りたいと申請書を提出するという制度がベースになっています。ただこれには、もう1段 階ありまして、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例というのがあります。知事 の業務の権限が移譲することができる条例があるのですが、それは地元密着型で手続きを行 った方が効率的だと思われる業務は、地元の市町村の合意があり、受けていただければ、そ の業務を移譲できるというもので業務の指定があります。平成29年度は県全体で175業務あ りますが、その中の業務で屋外広告物の許可業務と屋外広告物を許可した後、勝手に出され た屋外広告物を除却したりできる業務があります。この2つが権限の移譲業務にありまして、 それについては市町村の合意があれば市町村に業務の移譲ができることになります。移譲手 続きをずっと進めてきた結果、先ほど説明した独自条例市も権限移譲に内容が近いところが あるので、全部で埼玉県には63市町村があるのですが、そのうち独自条例市が9あるので、 これを除いた54市町村のうち52市町村については、業務を受けていただくことをオーケーし ていただいています。あと2市町残っていますが、これについては県土整備事務所が行って います。具体的には1つが蕨市で、この管轄はさいたま県土整備事務所です。あと、もう1

つは長瀞町で、この管轄は秩父県土整備事務所です。蕨市に屋外広告物を出したい場合には 申請先はさいたま県土整備事務所になります。同じく長瀞町に、屋外広告物を出したい場合 には許可申請は秩父県土整備事務所になります。それ以外は、全て許可権限について移譲を 受けていただいています。ですので、蕨市と長瀞町を除く右下の独自条例を含む地元の市町 村に許可申請を出すという形になっております。

先ほど申しましたように権限移譲を進めた結果、残りの蕨市と長瀞町についてはまだ残っていますが、今後権限移譲はどうなるのかということについて、参考までですがずっとお願いをしてきた結果、とりあえず目標といたしまして31年度から受けるお話を今いただいております。31年度から埼玉県が直接許可業務を行うのではなく、全ての市町村が許可申請事務を行う予定です。それが許可権限です。はり紙の除却につきましては、勝手にべたべた張られてしまったものをそのままにしておいては駄目なので、これについても何とかしなければなりません。これも権限条例の別な位置づけになりますが、許可より先に全ての市町村にオーケーをいただいています。これについては、独自条例とはまた別な制度なので、カウント市町村のベースは中核市の川越市と越谷市と、あと政令市のさいたま市を除いた60市町村になります。これについては、既に県内の全ての市町村が受けていただいています。許可業務は2市町残っていますが、除却業務については、もう既に権限移譲を全ての市町村にしています。例えば、ここに違法なはり紙があると埼玉県に通報いただいても県では処理できなくて、市町村にこういう情報が入っているのでお願いしますということになっております。そのような内容が資料の右側の中身です。

もう1つが、先ほど申しましたように業者の登録申請です。こちらも先ほど申しましたように事前の登録制になっております。今7月1日現在で1,625社登録があります。

これはどういう業者かと申しますと、埼玉県の住所地に看板を設置することを行うための登録業者になります。なので、埼玉県に会社がある場合はもちろんですが、埼玉県以外に本社があったとしても、埼玉県に仕事がある場合は埼玉県に登録が必要です。この登録制度もさいたま市と越谷市と川越市については、政令市と中核市になりますので、この3市については埼玉県の登録ではなく、それぞれ個別の登録が必要になります。大きく分けて、以上の屋外広告物を出すというシステムと業者の登録システムがあるというのが広告物の行政の概要です。

私からは以上です。

○(司会)和田主幹 ただいまの本県の屋外広告物行政について、何かご質問はありますか。

楠委員。

- ○楠委員 独自条例市の越谷市までわかりますが、あとは川越市、戸田市、新座市、八潮市も。
- ○大和地主査もう、全て景観行政団体になって、独自条例を持っております。
- ○楠委員 そうですか、去年ぐらい。
- ○大和地主査 それぞれ違いますが、三郷市が一番直近です。
- ○楠委員 まだ以後、増えそうですか。
- ○大和地主査 川口市が中核市に来年からなりたいと言っています。これは独自条例市からさらに上の中核市扱いになりますので、屋外広告業の登録業務も川口市になる予定です。国に川口市が中核市になりたいと申請しているという話があります。独自条例を作成したいという情報はこの辺が今マックスかなという。
- (司会) 和田主幹 ほかにいかがですか。
- ○梶島委員 屋外広告物の例えばスマートインターチェンジ周辺とか、あるいは圏央道周辺は、 やっぱりひどいと私なんかも思うのですが、この景観計画区域、これちょっと違うかもしれ ませんけれども、これを見ると圏央道も途中でとまっていて、現在そこから先へずっと延び ていっているはずなのですが、この部分に関してもほとんどまだ指導も助言、あるいは移譲 等もできない状況なのでしょうか。
- ○大和地主査 根本的なお話になりますが、これはピンポイントでこの道路のここからここまでを禁止地域にしたほうがよろしいのではないでしょうかという希望が地元の市町村とか、あと我々県がそのようにしたほうがいいのではないかというのがあった場合に、そこのエリアにピンポイントで規制を指導するということがありますので、全部の道路に規制が包括的にかかるとか、そういう話ではないです。この諮問はピンポイントになります。
- ○梶島委員 例えば、この図で言えば、圏央道はやっぱり当時、県でもかなり意識はしていら したのだと思います。インター周辺の景観あるいは広告物等について。だから、ここが特別 課題を持っている地域になっているのでしょうが、もう既にそこから先に圏央道は延びてい るのだけれど、そこは特定課題を持っている地域とは指定がなされていないということはな ぜですかと聞いたのです。
- ○大和地主査 屋外広告物の禁止地域の考え方は、まず道路そのものが駄目で、圏央道とか高 速道路は、本体もですが、両側500メートルとか、全て駄目だと設定されているので、延び たとしたら、延びただけ両側セットで禁止地域になりますので出せなくなるシステムです。
- ○梶島委員 つまり、この図はまだ昔の図で、今現在はここから先にずっと濃い色が延びてき

ているということと理解すればいいのですか。

- (司会)和田主幹 すみません、濃い色が延びるところは、例えば飯能市と日高市のところですが、こちらは既に圏央道が開通していたところなので特定課題対応区域とはしていません。新たに開通するところは次々にインターができてくるので、抑制の対応をやっていかなければいけないということで、特定化されたエリアとして特定課題対応区域をかけていったところです。あくまで、新規のところに関してかけたという発想です。
- ○梶島委員 圏央道が先にできていて、そこについては既に規制誘導ができて、さらにそれから東側に延びていくに当たって、特定課題対応区域を延ばしたということですか。
- (司会) 和田主幹 はい、そういうことになります。ただ、特定課題対応区域だと、今後開発圧力が非常に高まることが想定され、この絵のとおり当時かけた時以降にインターチェンジが開通するところについて、規制をかけていくことになります。既にできている地域は、一般課題対応区域としています。
- ○梶島委員 わかったようなわからないような、わかりました。
- (司会) 和田主幹 よろしいでしょうか、屋外広告物行政に関してでした。
- ○塩野委員 先ほどの景観行政とも共通するのですが、独自に市で指定したいという場合には、 その市からの申請、こういった条例にしましたというのを審査で許可する場合、どの課がや っているのか、こちらのこの会議でやっているのか、あるいは課の中でどうやって、こちら で市にお任せしますって、どうやって決まっているのかを教えていただけますか。
- (司会)和田主幹 景観行政団体になった市については、屋外広告物条例を独自につくりたいという場合は、県と市との協議を行います。協議が成立すれば、市の独自条例ですから、市議会にかけて承認を受ければ、それで施行という流れになります。

よろしいでしょうか。

では、続きまして、これより議事に入ります。

初めに、議題(1)埼玉県景観審議会会長・副会長の互選についてですが、まず会長の選出をお願いします。

この議題については議長が決まっておりませんので、誠に恐縮ですが、私が進めさせてい ただきます。

埼玉県景観審議会規則第4条第1項では、審議会に会長及び副会長を置いて、委員の互選によりこれを定めるとなっておりますが、委員の皆様いかがいたしましょうか。

加藤委員。

○加藤委員 加藤です。

会長は、前期副会長の岡田委員にお願いするのがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○ (司会) 和田主幹 ただいま加藤委員から、岡田委員の推薦がございました。皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ (司会) 和田主幹 ありがとうございます。

皆様ご同意をいただけたようですので、それでは会長を岡田委員にお願いします。

岡田委員、恐れ入りますが、会長席にお移りいただけますか。

(岡田委員、会長席に着く)

- (司会) 和田主幹 早速ですが、岡田会長に就任のご挨拶をお願いします。
- ○岡田会長 皆様、改めましてこんにちは。

ただいまご選任いただきました日本大学理工学部の岡田でございます。どうぞよろしくお 願いいたします。

何とこの委員の構成が8割方、新人の方ということで、自己紹介をしないと、大変失礼かなということで、壇上で申しわけありませんが、簡単に自己紹介をさせていただければと思います。

先ほど、日本大学理工学部とご紹介いただきましたが、私、卒業も職歴も一貫して日大理工一本でやってまいりました。ただ、理工学部の最初は建築系の学科で水辺の建築デザインとか、あるいはウォーターフロントという港の再開発、あるいは海岸線の景観まちづくり、水辺一本でいろいろやってきたのですが、その後、いろいろ長く1つのことをやっていると、中心市街地やってみないかとか、中山間地はどうかとか、田園地域はどうかというようなことで、今となっては両生類のような研究生活を送っております。そうしたところに関心を持っていただいた土木系の学科にお声掛け頂き、同じ理工学部内の中で移籍しまして、4年前に理工学部は約40年ぶりにまちづくり工学科という新しい学科を設立したのですが、そこは土木と建築を融合させた新領域の学科ということで、まさに私の歩んできた道が最大限力を発揮できるというような学科ということで、4年前にまちづくり工学科に移籍して現在を迎えるに至っております。

最近の埼玉県内の私の景観業務といたしましては、先ほど質問にもありました埼玉県景観 アドバイザーということでいろいろお手伝いをさせていただきつつ、そのかたわら越谷市と か戸田市の景観計画の策定業務、このあたりもお手伝いさせていただいております。さらに、 民間団体のほうといたしましては、新河岸川というのが埼玉県内に流れておりますが、その 複数の市町で構成される埼玉県の新河岸川広域景観連絡協議会という団体があるのですが、 私の父にあたるぐらいのメンバーの方々が中心ですが、景観アドバイザー業務を仰せつかっ て、もう足掛け4年ぐらいのお付き合いになっています。そのようなことがあり埼玉県の景 観行政をいろいろとお手伝いさせていただく機会が増えております。

ここ直近のちょっと重い景観業務といたしましては、世界遺産の富士山の仕事がございまして、ご承知のとおり3年前に富士山が世界遺産に登録されて、その後、周辺の市町が構成資産ということで非常ににぎわいを見せているのですが、ただ三保の松原という場所は一番後に認定された構成資産の地域になっておりまして、そこが富士山への眺望に対して消波ブロックが非常に風景の価値を阻害しているということで、イコモスのほうから3年以内にあれを何とかせいと。ただ、あれをどかすと、後ろの町が高波、高潮被害を受けてしまうということから、いわゆる防災と景観の両立をどう考えるかという大変重たい仕事に今直面しております。

ここ最近、大規模災害が日本各地で起こっておりまして、防災一辺倒ではやはりまちづくりはなし得ず、いかに日常の豊かさである景観の側面を満足させつつ、防災力も高めるかという、そのあたりが非常に大きな課題になっていると思います。その延長上で、この埼玉県内を俯瞰しますと、防災はもとより、やはり観光でこれからどうつないでいくのか、あるいは第一次産業をどう支えていくのか、いずれも景観というものが1つの鏡となって、よしあしというのが決まってくるかと思います。

そういう意味では、今日お集まりになっている先生方は第一線でご活躍されている多分野にわたる先生方でございますので、どうかその皆様方の英知を結集させて、この埼玉県の景観行政に最大限のお力添えをいただけたらと考えております。1年間に数回という限られた審議会の開催ではございますが、ぜひ忌憚のないご意見と最大限のご尽力をお願いしたいということを最後に申し上げまして、ご挨拶にかえさせていただきたいと思います。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

○ (司会) 和田主幹 岡田会長、ありがとうございました。

それでは、これより埼玉県景観審議会規則第5条第1項により、岡田会長に議長として議事の進行をお願いします。

○岡田議長 それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に従いまして、議題の2つ目になります。副会長の選出の前に、埼玉県景 観審議会規則第9条第2項の規定に基づきまして、本日の議事録に署名をいただく委員を指 名させていただきたいと思います。

突然ではございますけれども、今回は朝倉委員と梶島委員にお願いしたいと思いますけれ ども、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

引き続きまして、確認ですけれども、今日は傍聴者がいないということでよろしいでしょ うか、はい。

それでは、傍聴希望者がおりませんので、次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

議題(1)の2つ目、副会長の選出を行いたいと思います。1期目の委員の方に副会長を お願いするのが審議会の継続性の点から好ましいと考えておりますが、いかがでございまし ょうか。

そこで、僭越ながら、私見となりますが、都市計画とか建築分野がご専門であり、特に埼 玉県の景観アドバイザーとして多数の業績をお持ちでいらっしゃいます桑田委員にお願いす るのがよろしいかと思いますけれども、皆さんいかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田議長 ありがとうございます。

それでは、ご賛同いただきましたので、副会長を桑田委員にお願いしたいと思います。ど うぞよろしくお願いいたします。

では、ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○桑田副会長 ただいまご指名いただきました芝浦工業大学の桑田と申します。

埼玉県の景観審議会は私も今回が初めてですが、今、岡田会長からご紹介いただきましたように、実は私、埼玉県内でまちづくりのNPOに所属しておりまして、そのNPOは景観整備機構といいまして、こういう景観施策をお手伝いする役割を担うことをしております。その中でアドバイザーとして幾つかの市町で講演をさせていただいたり、またちょうどこちらの埼玉県の景観・屋外広告物行政の概要の中で、5の景観まちづくりの支援ですが、ここの市町村との景観行政団体施策研究会において、ちょうど私たちNPOでここ数年、お手伝いさせていただいたりしております。そういったご縁がありまして、今回こちらの埼玉県の景観審議会にお声がけいただいたのかと思います。

これから会長を補佐して、皆さんと積極的ないい議論をできるように努めたいと思います

ので、どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

○岡田議長 よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

では、続きまして、議題(2)にあります公共事業景観形成専門部会の設置について、事 務局よりご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○日野主査 事務局、日野から説明します。

資料の2をご覧ください。

まず、公共事業の専門部会についてですが、埼玉県景観審議会規則第6条の規定には諮問事項のうち特定の事項を調査審議するため、必要のあるときは専門部会を置くことができるとなっています。今回、設置をお諮りする公共事業景観形成専門部会は、県の公共事業に対し専門家としてアドバイスを行う機関となります。専門家アドバイスですが、先ほど景観・屋外広告物行政の概要の中でお話した埼玉県公共事業景観形成指針に定められた運用システムの1つとなります。

アドバイスは基本設計段階と施行段階という2つの段階があります。まず、基本設計段階のアドバイスですが、基本設計を行った公共事業のうち景観形成上特に重要なものについて基本設計で作成した図面等をもとにアドバイスを行うものです。大きな規模の工事になりますと、まずは基本設計で大まかな方針を決め、その後、実施設計で工事ができるように詳細設計を行う手順になることが多いため基本設計後に行うこととしております。また、施工段階のアドバイスにつきましては、基本設計段階のアドバイスを受けた工事が完了した後に今後の取り組みに生かすため、再度アドバイスを受けるものです。

次に、(2)専門家アドバイスの取り扱いについてご説明します。

事業を進める上では、予算の制約、関係機関との調整、それぞれの基準、地元住民の意向などさまざまな制約があります。いただいたアドバイスを全て実施することが困難な場合があります。そこで、実施設計に反映させることを義務づけるものではありませんということにしております。また、アドバイスを受けた事例を参考にして職員が配慮すべき事項や、景観上の工夫の仕方についての専門家の視点を知っていただくという新たな気づきを得る機会を主眼としています。

2ページ目になりますが、(3)に過去の専門家アドバイスの一覧を記載しています。アドバイスは平成21年度から実施しておりまして、平成28年度までに9件のアドバイスをいただいております。なお、平成29年度の基本設計段階のアドバイス対象案件になりますが、現

在のところ埼玉県の南東部にあります草加市の柿木町で進めております、草加柿木地区産業団地の基盤整備工事の実施設計業務を予定しています。

また、施工段階のアドバイスにつきましては、現在対象となる案件を調査しているところです。

こうした専門家アドバイスを行うため、当審議会に公共事業景観形成専門部会を設置した いと考えております。

なお、埼玉県景観審議会規則第6条第2項及び第3項の規定により、専門部会に属すべき 委員及び部会長につきましては会長が指名することとなっております。

説明は以上です。

○岡田議長 ありがとうございます。

大きくは委員の選定と内容に関する質疑応答という2つがあると思います。

まず、先立ちまして委員の選定についてですが、事務局としては何か提案等ありますか。

○日野主査 事務局としましては、公共事業ですので、土木や建築などに関係する分野の委員の方を中心に構成するのがよいと考えています。具体的には、緑地景観の面から池邊委員、前部会長であります土木景観の面から岡田委員、農村計画の面から梶島委員、色彩の面から加藤委員、また都市計画や建築の面から桑田委員、建築業の面から田中委員、このような6名の委員でお願いしたいと考えています。

なお、本日ご欠席の池邊委員には事務局案として申し上げることを了解いただいております。

以上です。

○岡田議長 ありがとうございます。

それでは、今の専門部会の設置の内容あるいはその取り組みの質疑応答に先立ちまして、 今事務局より委員の推薦がありましたけれども、まずはこのメンバーの体制についてご質問 あるいはご意見賜ればと思います。

皆様いかがでしょうか。

- ○梶島委員 すみません、メンバーの前に申し訳ないのですが、これはどういう進め方をする のかをお伺いしたいのです。つまり、図面を見て、それだけで議論をするのか、そうじゃな くて実際に設計者と討議をするのか、現地を見に行けるのか、それによって大分内容が違う ようにも思うのですが。
- ○岡田議長 メンバーの体制の判断に当たって、取り組みの内容を確認したいという質問でご

ざいますので、少しそのあたりのことを事務局より説明をいただけますか。

- ○日野主査 まず図面等を委員の方に配付しまして、日程調整の上、現地で確認をします。また、その場で実際、設計に携わる発注機関にも来ていただきまして、内容の説明をしていただきます。委員の方々にはその場で討議をしていただき、アドバイスをしていただくという形になります。その後、事務局と委員の先生皆様でアドバイス案を作成しまして、審議会に報告をする、こういう流れになります。
- ○梶島委員 やっぱり現場を見るというのは、すごく景観の場合には大事なので、そのステップが踏めるかどうかというのは、お引き受けを、ある意味ではするかしないかにも大分かかわってくるのでお伺いしました。
- ○岡田議長 今のお言葉にもあった図面とかの確認はもとより、やはり現地にグループで出向いて、そこでああでもない、こうでもないというような議論を重ねていくという取り組みをやっておりますけれども、昨年私と一緒に色彩でいろいろお手伝いいただいた加藤委員から何かコメントがあればと思いますが。
- ○加藤委員 こちらに、アドバイスの取り扱いというところで義務づけるものではないという コメントがありまして、じゃどういう効果があるのだろうということを思われることもある と思うのですが、やはりそれぞれの専門家が非常に客観的に現地を見て、自分が設計したも のじゃないものを評価するということなので、非常に客観性が高い指摘になります。そうしますと、設計者の方も非常に聞く態勢を持ってくださいますので、反映できるところはしっ かりさせる、やっぱり事業上難しいところは、こういう理由で難しいのですよということが しっかり返ってきますので、私も2度ほど現地へ行ってというのを参加しましたけれども、非常に効果の高いアドバイスの場になっていると思います。

以上です。

○岡田議長 大変適切なご説明ありがとうございます。

少し何というのですか、物足りないというか、この仕組みの性格上、どうしてもこのメンバーで意見を出した内容が必ずしも踏襲される保障はないというところが1つありまして、それは今、加藤委員がおっしゃられたようにいろんな制約条件がどうしてもあるということで、基本的には1回限りの接触になります。事業者さんとは、その後何回もやりとりということはないわけです。

○梶島委員 実施設計の段階にとか、基本設計の、施工段階か、なるほど。基本設計の段階で ともかく審議をするという。

- ○岡田議長 はい。基本的にその接触は1回ということになります。その後の施工段階での意義というのをちょっと事務局からもう一度説明いただきたいのですが、つまり施工段階でもう1回当該事業に対して修正をかけるという、そういう目的でこの2番が設置されてないとは思うのですが。
- ○日野主査 そうです、今、会長からもありましたが、施工段階は工事前の段階で行うものではなく、工事が終わった後にアドバイスをいただくものです。基本設計時にいただいたアドバイスを全て反映されるかというと、先ほど加藤委員からもご発言がありましたが、できないところもあります。基本設計時にいただいたアドバイスを踏まえて、設計に反映できなかった点も含め、どういった視点で景観に配慮して工事を行ったのかを整理できます。こうした取り組みを埼玉県で公共事業を発注する機関がたくさんありますので、周知をして、気づきをしていただくという思いがあります。繰り返しになりますが、施工段階は工事が終わった後にアドバイスをいただくものとなっています。
- ○岡田議長 わかりますか。
- ○梶島委員 いや、アドバイスを最後、終わってから何のアドバイスをするかわからないけれ ども、ただそこでのアドバイスについての総評をするということですか。
- ○岡田議長 そういうことです。その当該の事業では実施がなし得なかったが、次に生かすためにはどういった提言をクリアにすればいいかとか、その事業自体はいろんな制約で、そこで決まってしまいますので、次の公共事業でどう生かすかというところの再確認というか、学習というか、その場をこの2番で設けようという流れになっています。

その話し合いの場には、県の担当者ばかりではなくて、当該の事業を実施する市町の担当 課の方々にもお越しいただきますので、そういう意味では県と市町の連携ということがその 場で議論が取り交わせるかなということでは有意義かと思います。

- ○梶島委員 施工後の。
- ○岡田議長 この基本設計段階でも来ていただけます。あと、民間の設計者がいるとすれば、 その方にも来ていただいて質疑応答にも答えていただくというようなことになります。 ほかにいかがでしょうか。
- ○田中委員 田中ですけれども、審議会という名前になっていますけれども、特別審議をする というわけではなくて、現地を見てアドバイスをして、強制力は特別ないよというような形 ですよね。ですから、実際、我々が審議した案について特別な強制力はないと。ただ、さっ き言った気づきだけはやっていけるのかな。

- ○岡田議長 私の私見で返事できないので、事務局からご回答いただけますか。
- ○日野主査 こちら諮問事項ではなく報告事項ですが、アドバイス案を皆さんに確認していた だいて、意見等をいただきます。強制力がないのは、理想的なアドバイスと制約のあるアド バイスというところにおいてどうしても乖離が出てくるところをご理解いただければと思い ます。
- ○田中委員 名前が審議会になっているものですから。
- ○岡田議長 実は私も昨年、その辺を改善するところまで提案するかどうか非常に悩ましかったところがありまして、この1年また事案があるようなので、そこで少し現場を見ながら担当委員ともいろいろ相談しつつ、実効性をいかに高めていけるかという工夫もあわせて考えていければと思っておりますが、言いっ放しで終わってしまうところが物足りなさを感じるところは確かにあります。
- ○加藤委員 今のようなご懸念が委員の方々にあるということもわかりますので、例えば昨年度の事例、どちらか1つでもいいと思うのですが、こういう内容でこういうアドバイザーの内容をまとめて進言しましたという、資料か何か事務局から委員の皆様にご提示いただくのもありかと思いますが、いかがでしょうか。
- ○岡田議長 いかがでしょうか、事務局として。
- ○日野主査 それは審議会にご報告しているものですので、用意します。
- ○岡田議長 じゃ、よろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

委員の選定と、あとはその内容に関する質疑応答というのが同時並行で進んでいるような 状況ですが、委員の体制を固めるに当たってもう少し確認しておきたいこととか質問等あれ ば、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

では、先ほど事務局から体制についてのご案内がありましたが、まず緑地景観ということで池邊委員、土木景観ということで私、農村計画という面から梶島委員、色彩からは加藤委員、都市計画及び建築の側面から桑田委員、建築業から田中委員という合計6名の体制で進めていくと。これについては、またその他の委員にも専門的なご助言をいただきたいという場合には、また別途間い合わせ、確認は実施できるということでよろしいですかね。はい、ということで以上の6名の体制で今年は進めていくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田議長 ありがとうございました。特に異論なきようでございますので、この体制で進め させていただきたいと思います。

次に、部会長の指名ということで、審議会の副会長で都市の計画や建築並びに埼玉県の景観行政にかねてより造詣が深い桑田委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田議長 ありがとうございます。

では、部会長は桑田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○桑田委員 よろしくお願いします。
- ○岡田議長 次に、当公共事業景観形成専門部会のスケジュールについて、これは事務局より 説明いただくということでよろしいでしょうか。
- ○日野主査 資料2の3ページをご覧ください。

専門部会のスケジュールですが、ただいま公共事業景観専門部会が設置されました。誠にありがとうございます。今後、日程調整によりますけれども、事務局としては9月下旬ごろ、基本設計段階の公共事業景観形成専門部会を開催し、現地視察と審議を行います。その後、専門部会の委員と事務局で調整しながら、アドバイス案を作成しまして、次回の開催、1月頃を予定していますが、第51回埼玉県景観審議会に報告をする予定を考えています。以上です。

○岡田議長 ありがとうございます。

ただいまの説明についてご意見、あるいはご質問等あれば、挙手にてお願いいたします。

- ○桑田委員 先ほどの日程案は幾つか、まだ具体化はしないという形でしょうか。
- ○日野主査 日程調整はこれからとなります。決まりましたら連絡します。
- ○桑田委員 わかりました。
- ○岡田議長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

では、特にないようでしたら、次の議題に入りたいと思います。

議題3つ目になります。屋外広告物専門部会の設置についてということで事務局よりご説明をお願いいたします。

○大和地主査 私から説明します。

資料3をご覧ください。こちらの根拠になるものは、先ほどの景観と同じで景観審議会の

規則の第6条の規定により諮問事項などの特定の事項を調査、審議するため必要があるとき は専門部会を置くことができるということであります。屋外広告物の特定の課題などについ て調査、審議を行われるということで、わかりやすいものについては、審議会にかかる前に 事前にもんでおいたほうがいいのではないかという案件と県で判断した場合に、それを事前 に調査する、特定のメンバーでやる会を設置したいと思います。

メンバーについては、会長が指名するということになっておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○岡田議長 ありがとうございます。

それでは、委員の体制についての選定をしなければならないのですが、先ほどと同じように、まずはそれに先だって、少しこの部会の取り組み内容について確認しておきたいこと、 あるいは質問等あればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

では、この先、質問等あればお受けしたいと思いますが、まずは委員の選定について入り たいと思いますが、事務局の考えはいかがでしょうか。

○大和地主査 事務局としましては、屋外広告物の景観、色彩などに関係する分野の委員を中心に構成することが適当と考えておりますので、具体的にはこちらで選ばせていただきたいのですが、土木景観の面ということで岡田委員、色彩の面から加藤委員、都市計画や建築の面から桑田委員、屋外広告業が関係ありますので楠委員の4名の委員にお願いするのが適当と考えております。

以上です。

○岡田議長 ありがとうございます。

具体的にご指名いただきましたけれども、特にその判断について、ご自身としてこの辺を 聞いておかないと承れないとか、あるいはもう少し決心が要るというようなことがあれば、 質問あるいはご意見をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○楠委員 特例というか、どういうものについて審議というか、行われるような感じなのです か。
- ○岡田議長 事務局お願いします。
- ○大和地主査 先ほどお話しましたように、今までの審議案件の中で付議的に難しかったものですが、例えば景観の上で配慮すべきとか、その指定エリア、景観を守らなければいけない

ものについて、事前に皆様に諮る前に、もっと専門的に討議するべきではないかと判断した 場合に開催する位置づけですので、必ず開催するものではないのです。

- ○岡田議長 例えば、昨年禁止地域についての議論があったと思うのですが、若干その辺についてご説明いただくことできますか。
- (司会) 和田主幹 おととしになりますが、上里スマートインターチェンジの開通に伴って 事前にアクセス道路を禁止地域にかけたいということで1回、諮問したところです。その諮問した内容は、交差点を地元の整備要望に基づいて、町の要望なのですが、交差点を抜いた 形、禁止地域からは抜いた形での提案、付議をしました。そこで委員の皆様からは、一番屋 外広告物の掲出意欲の高まる交差点を抜くことに関して、いろいろ疑義が出たところです。

そこで、かなり議論が白熱しまして、田園景観での屋外広告物の掲出のあり方ということ を検討してはどうかとか、前会長が田園景観についてのご講演を審議会の場でなさったとか、 かなり盛り上がった状況でした。

結果的に、町との協議が整いまして、交差点を禁止地域にして徹底的に景観を守っていきましょうというところで再度諮問し、ご承認いただいたところです。それが上里スマートインターチェンジ整備に伴いかけた禁止地域でのやりとりでした。

そこで、そのようなやりとりがあったということで、今回部会を設置となっていますが、何が起こるかわからない状況ということがあります。ただ、部会をやりましょうといっても、本審議会で部会を設置していないと、部会自体ができないことになりますので、念のため部会を設置するということです。屋外広告物条例といえば、看板の大きさですとか、色彩ですとか、そういう規制基準をつくる場合、この大きさでどうでしょうかと本審議会に付議しても、妥当性というのがなかなか判断できない場合もあると思います。例えばですが、そういうものに対しては事前に部会でその妥当性を審議して、一定の理解を得た上で、本審議会で付議するというのが妥当ではないかと考えております。

長くなりました。以上です。

○岡田議長 ありがとうございます。

県の審議会ということで、実際案件が上がってきやすい状況としては市町村の抱えている 悩みと県の方針との狭間をどう埋めるかと。特に、市町村は地域経営という観点からすると、 スマートインターチェンジ周辺には、例えば物流団地とか、あるいは大型のショッピングセ ンター、そういうものを誘致してきて税収を上げるというのは、今々の生き残り策としては かなり王道だとは思うのですが、ただそのときに全く案内板なしに誘致すること自体が地域 サービスになるかどうかという地元の実情があって、その反面、県としてはやはり屋外広告物としてのルールの設定があってと、その地元の実情と県の方針との狭間をどう埋めていくかというような大変難しい審議が起こり得るであろうということが想定はされるのですが、ただ実際起きてみないと何が出てくるかというのがわからないところがありますので、事が起こってからもう1回審議会を開催して部会を設置というのは、いささか時間がかかってしまうものなので、今この場でまずは部会を承認いただきたいと、そういう運びでございます。

- ○桑田委員 先ほどの部会でも大体わかっているのですが、例えば今の屋外広告物の例ですと、 禁止地域にしたということで、例えばその中で例外的に認めるのはどこまで認めるかみたい な議論をしたということにもつながっているということでよろしいでしょうか。
- ○岡田議長 事務局のほうからお答え願います。
- (司会) 和田主幹 そのようなことでございます。
- ○岡田議長 最小限の面積にすればいいではないかとか、いややっぱり少しでも認めたら、も う怒涛のごとく看板が競争の精神で並んでいっちゃうからまずいだろうとか、結果的にその 審議の継続中に町側で、禁止地域でいいという話になったのでしたが。
- (司会) 和田主幹 最終的に町が折れたといいますか、禁止地域でやむを得ないということ で修正したわけです。禁止地域に例外的な掲出のあり方も町と交渉するに当たっては話題に 出たわけですけれども、最終的には全て禁止地域にするということで落ち着いた次第です。
- ○岡田議長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありますか、はい、どうぞ。

○鈴木委員 私は公募の委員で参加させていただいております。今、会長の指名で各部会の委員が決まりました。それはそれでいいのですが、公募委員が参加するのはこの審議会の中にやっぱり県民の感覚というか、日常生活で感じるようなもの、これをやっぱり表現するのが1つの役割ではないかと、このように思っております。そういう意味では、言ってみれば専門家の学者の先生方と専門家だけでいいのかという疑問もあるわけで、これは今後続くこの委員会の構成の中で、その辺がどうなのかなという率直な疑問でございます。したがって、その辺もお考えの上で、多分、会長がご指名されたのだと思いますので、それはいいのですが、ちょっとその辺も公募委員としては気になるところでございます。

以上です。

○岡田議長 バランスの話だと思うのですが、事務局としては事前のいろいろな体制づくりの

中で、何かお考えごとがあったかないかについてご回答いただけたらと思います。

○ (司会) 和田主幹 あくまで、これは専門部会ですので、諮問事項に関して審議する場は、本審議会になります。審議会に公募の委員や各学識委員、団体の皆さんで構成している、この審議会の場こそが審議の場という位置づけです。

ただ、余りにも専門的な内容とか、事前にもうちょっと練って一定の方向性、見解を得な きゃいけないとか、そういうものは専門家の見地である部会を設けて、そこで妥当性という のをまずご判断いただいた上で、本審議会に諮るというステップをとるのが妥当ではないか と考えた次第です。

このため、決して公募の委員を阻害するとか、そういう考えは毛頭ございません。主要事項に関しては公募の委員が加わっている本審議会で公平な目でご審議いただくということを是としております。ただ、余りにも専門的で技術的な内容をよく審議するというのは、部会のほうで審議した上で諮っていくのがよかろうという発想です。

○岡田議長 という回答でございますけれども、ご理解いただけますでしょうか。ありがとう ございます。

他にいかがでしょうか。

よろしいですか。

では、土木景観の面から私、岡田、色彩の面から加藤委員、都市の景観及び建築の面から 桑田委員、屋外広告業の側面から楠委員ということで4名の体制で進めていきたいと思いま すが、よろしいでしょうか。

ご承認ありがとうございます。

それでは、続きまして部会長の選出ということになります。屋外広告物に関する部会長となりますが、先ほど同様に当審議会の副会長であると同時に、公共事業の景観形成専門部会の部会長にもなりました桑田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、なるべく窓口は一元化したほうが、整合が保ちやすいところですが、桑田委員には負担をかけますが、皆様いかがでしょうか、よろしいですか。桑田委員、よろしいですか、頼みごとばかりで申しわけありませんが、埼玉県の景観行政のために一肌脱いでいただきたいということで、よろしくお願いいたします。

それでは、審議が終わりまして、続いて報告事項に入ります。報告事項1になります。九 都県市首脳会議における取り組みについて、事務局よりご報告をお願いします。

○大和地主査 大和地から説明します。

それでは、お手元の資料4をご覧ください。

実は、この報告なのですが、昨年の9月の第49回景観審議会におきまして屋外広告物条例の改正について考えているのですが、その流れの中で皆様からご意見をいただきたいということを出させていただきました。それにつきまして、条例改正の計画があったことはあったのですが、実はまだ条例が改正されていません。その辺について、今日ご報告します。それはどういうことかというお話なのですが、実はこの九都県市首脳会議の取り組みということをこの後、説明するのですが、説明する事項がその条例改正に影響してくるので、条例改正がとまっているような形になっているというご説明になります。

資料なのですが、まず九都県市首脳会議は何かということなのですが、これは埼玉県、千 葉県、東京都、神奈川県、あと横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の、言って みれば首都圏の知事と政令市長が集まって、その共有する内容について取り組んでいこうと いう会議が設けられています。そちらに提案することによって、企業へ周知するためのスケ ールメリットを生かして安全を守ることを首都圏で行っていく、そのようなイメージで提案 書を作成したのですけれども、屋外広告物行政というのが、これが先ほど説明しましたよう にベースが条例で動いているので、各県の条例がばらばらなんです。ただ条例で共通する事 項がありまして、その共通する事項について九都県市のスケールメリットで取り組んでいき たいというのが趣旨です。それでは、その共通するのは何かという話なのですが、それは資 料4の2を見ていただきたいと思います。1枚めくっていただいて、屋外広告物の安全管理 の強化に係る取り組みについてということで、先ほどの条例改正のベースになるのが実は平 成27年2月に札幌市で経年劣化によりビルから落下した広告板が通行人に当たって、この方 がいまだに意識不明という状態になっている事故が発生したのですけれども、これが起きた ことによって国が安全管理の徹底をしなければならないのではないかというように動きまし て、それで屋外広告物条例上で点検等を義務づける、それも自分がやるのではなくて専門家 に点検を義務づけるのがいいのではないかというような国の発想であります。内容的な話な のですが、実は先ほど申しました法律を変えたときに各自治体で条例をつくりなさいとなり ました。とはいっても、各県ばらばらにつくると、それはそれでいいのですけれども、ただ 条例作成は難しいため作成するためにはどうしたらいいのかということで、国でガイドライ ンを作って示しています。そのガイドラインが出たのが平成28年の4月です。専門家による 点検を義務づけるというようなことを条例上に盛り込むガイドラインが出ています。

それを受けて、その趣旨を埼玉県の屋外広告物条例にどのように入れたらいいですかとい

うことを諮問したのが昨年の9月です。その後、条例改正に係る作業を行っていたところ、 条例化するとその決められたことをやらなければならないという義務になってしまうことに なります。県民の義務になってしまうのですけれども、義務化する前に、手続として色々調 べていったら、先ほど私が申しましたが、この法律とか条例自体が知られていないのではな いかというような情報が入ってきました。知られていない状況で安全管理をやってください といっても、何をどうすればいいのというそのような意見がありました。それが、県とか市 町村の施設管理者からも同じようなことを言われまして、それなので、もしかしたら条例と か知られていないのではないかという疑問が湧いてきました。それなら知らせることによっ て、自主点検とかしていただければいいのではないかということを考え、それを埼玉県単独 でやると小さなお知らせになってしまうので、これは共通の事項としてあることなので九都 県市のスケールメリットを生かしてやっていきましょうという発想で、埼玉県からの議題と して庁内提案したところ、上田知事が認めて、それで本会議で提案され採択されたという、 そういういきさつです。

ですから、ベースといたしましては点検を義務化するという条例改正をする前に、屋外広告物の条例があると、その条例の中で所有者等に安全の管理義務があると。埼玉県だと条例の第14条に規定があるのですが、そのことを周知して、なおかつどのように点検するかというやり方と、どういう状態が危ないのかなどの情報提供をしていけば、皆様が自主的に動いてくださることによって、看板の落下事故は防げるのではないかと考えたところです。

この落下事故がおきた看板の状況ですけど、先ほど申しましたように自分の土地などに出したような自家用看板については、許可は要らないので、我々行政側には全然情報がありません。ですので、実は街中にあるビルの横とか、色々なものについている看板は、ビルのテナントに入っている方のものが多いので、ビルのテナントに入っている方については、そのビルは自分のものと同等とみなすという考えで扱っています。よって、許可なしである程度の大きさまでは出していいですよということになります。看板を出すときに何も行政がチェック入っていない状況です。その後、出したら出しっ放しで、ちゃんと点検とかしていただいているのかということですが、ビルの管理については、建築基準法の第12条の規定がありまして、法定で点検義務があります。先ほどの札幌の事故の場合もその点検をやっていましたが、落下した看板部分については目視点検を行っていました。かなり上のほうに設置してあるため、本当に目視で見えたのかということに私は若干疑義があるのですが、点検はしてました、方法は目視でやりました、異常はありませんというような結果が出ていました。そ

れで落下してしまったので、建築基準法の点検基準の中の包括されたやり方では看板の安全 管理は駄目なのではないか、屋外広告物については、その部分に特化してどこまでちゃんと 見るという点検基準を作成し知らせることにより、点検をやっていただけるのではないかと いうようなことが、条例改正の考え方の根幹にあります。今回落下したのが自家広告物とい うことからほとんどの方が該当するので、所有者宛てに周知していくという意味ではいいこ とだと思います。

反面、それ以外の屋外広告物については、先ほど申したように許可制になっています。基本は3年に一度、更新手続を行うことになっています。これはなぜかというと3年たつと老朽化するだろうと。老朽化してなくても、3年ごとに点検を義務づけましょうということをセットで更新の許可審査を行うという県ではそのようなルールで行っています。ですので、許可に係る屋外広告物については、3年に一度点検結果が行政に報告されます。許可を受けていない屋外広告物でも、点検をやっているものはありますが、自家広告物については、報告が無いので、いつ何をどうやったか全然わかっていません。実際やっていないという背景があって、落下事故が起こっているので、それについては、行政側からの情報がいっていないため、皆さんも知らないという、そこが問題だというところがあります。それを行政側からどういうところを点検するんですよ、どんなタイミングで点検を行ったらいいんですよ、どういうところに専門家がいますよということを大規模で周知していこうという取り組みがこの取組です。

この取組は、イメージ的には多くの企業で構成されている団体などに、その構成員の方に対して、この取組の趣旨を伝えていただくようお願いして、構成員の皆様にまで周知・啓発をすることを考えています。それをやることによって持ち主が自分の看板について点検してくれたら落下事故は減るのではないかと。こういうことを期待しています。取り組んでみて、その成果を検証してみて、それで駄目だったら、やっぱり何か条例で義務づけしなくてはならないのかなと。成果を検証してみて、条例の改正について考えようということで、去年の条例改正をしますという、間にステップとしてこの取り組みと成果検証を加えさせていただくものです。

ですから、今回のこの報告は、昨年条例改正をするという話をしましたが、どうもその根 幹に、条例等をわかっていないというのがあるみたいなので、持ち主の方にこの条例のあり 方をお知らせする。それでお知らせをしてみて、安全管理の強化に動けば、それで条例まで の義務化をする必要はないのではないかということで考えています。どこまで条例を改正す るべきかという前段がほしいという意味での位置づけの取り組みでもあります。

そのような訳で、この取り組みを今年の5月9日の会議で提案しております。この取り組みが1年間ということで、来年の5月9日まで九都県市でまとめてやっていくことになります。その提案県が埼玉県ですので、そんなような取り組みをしているということで昨年の条例改正の進行は検討時期が長くなることということのご報告です。

以上です。

○岡田議長 ありがとうございました。

昨年のこの審議会の中で、屋外広告物の規制に関する条例改正という話があったわけですが、いわゆる住民サイドでなかなか機運の高まらない中で、いきなり条例化ということになると、管理する行政側と住民との間に大きな隔たりが、あるいは乖離が生じてしまうのではないかというところで、まずは周知徹底を九都県市というスケールメリットの中で取り組んでいった暁に条例の改正についての必要性は事後検討していきましょうと、そういう流れの説明だったと思います。

今の大和地さんのご説明に対して、何か質問等あれば、お受けしたいと思いますけれども、 いかがでございましょうか。

これちょっと私からなのですが、九都県市のスケールメリットを生かしつつ共同して取り 組むということなのですが、今後は何かそのための組織をつくっていったりするのでしょう か。

- ○大和地主査 この九都県市首脳会議の中に提案ごとに常設委員会と、その提案ごとに設置する特別チームというのをつくるという、そういう規定がございまして、提案ごとの専門部会をつくって動き始めたところです。第1回の会議はこの7月24日にありました。
- ○岡田議長 その組織と審議会との関係というのは、どのようになっていくのでしょうか。
- ○大和地主査 提案については取り組みを始めています。この景観審議会では条例をつくると きの最終的なご報告場所というか、どのような条例案にするかということを、この取り組み をもって改正条例案をつくりますので、その方向性についてご審議いただきたいということ を考えています。
- ○岡田議長 九都県市の中で、そういうワーキングチームみたいなのができるという解釈でよるしいですか。
- ○大和地主査 そういうことです。
- ○岡田議長 そうですか、わかりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

楠さん、何かありますか。

- ○楠委員 九都県市というのは、どことどこですか。
- ○大和地主査 まず4県、埼玉、千葉、東京、神奈川、それと政令市のさいたま市、千葉市、 川崎市、横浜市、相模原市の九都県市です。
- ○岡田議長 ご理解いただけましたでしょうか。もし何かあれば。
- ○楠委員 私、この安全管理について、いろいろ点検指導の講習会とか、これからやる予定です。それについての義務化というか、そういうもの持ってないと、そういう点検ができないとか、何かそういうのを具体的にこれから決めていくというような感じですか。
- ○大和地主査 おっしゃるとおりで、実はこの点検をやるレベルというか、できる人の資格、そういう部分もちょっと今条例案の整備の中で検討しなければならないのです。今回、札幌市の看板落下の背景というのは、あれは目視点検なのですが、民間業者が点検をやっています。ある意味それなりの知識を持っていた方が点検をやっていたのですけれども、それでも落下しているので。そうなると先ほども申しました屋外広告物の観点の専門家が点検をした方がいいのではないかということになるのですが、もしそうしても、場合によっては、結局目視点検になってしまうことになると思うのですけど。ただこの専門家だけに絞っちゃうと看板の数に対して、人数が足りないので実行に問題があると思われます。それで、それ以外の同等の方は誰にしようかとか、そういうのを検討しております。

基本は、まず自主点検を始めてもらうということがあります。それはなぜかというと、自主点検すらやっていない状況があるからです。それで、点検してちょっとおかしいなと思ったときに、誰に頼めばいいのということで、それが今は屋外広告士さんになるのか、自治体講習会修了者を信用してもよろしいのか、その辺を誰にするかというのを検討しているところです。

○梶島委員 今のお話だと、かなり安全性の観点からの検討と思うのですが、それはそれです ごく大事なのですが、実はやっぱり看板・広告だと3年に1回、本当はちゃんと管理してい たはずなのですが、ペンキがもうぼろぼろにはげ落ちて、あちこち壊れて、かえってその看 板があることが景観的にすごくマイナス要因というようなことも、さすがに都心部ではない けれども、ちょっと外に出るとあると思うのです。

できたら、だからこの九都県市のところでも安全性だけではなくて、そういう機能とか、 景観についても話題にしていただけるといいなと思います。

- ○岡田議長 ご意見を踏まえて。
- ○大和地主査 それについてなんですが、実は今の条例の中に管理義務というものが、良好な 状態にしなければいけないということがあるのですが、その他にもさっきも言ったとおり法 律の根本が良好な景観の形成なので、条例上は要らなくなった看板は即撤去しなければいけ ないというような、そういう形というか、決まりは書いてあるのですが。
- ○梶島委員 守ってないもの。
- ○大和地主査 ええ、私もそれを気にしています。多分、このことも知られていないという、 我々行政のほうも悪いのですが、それをちょっと自覚していまして、そういうことで条例上 はもう要らなくなったのはどかさなければいけない義務があるのだということも含めてPR していく予定です。
- ○岡田議長 他にいかがでしょうか。
- ○田中委員 これ埼玉県の上田知事からの提案ですよね。その提案に基づいて、ここに以下で 提案の内容、検討内容の例ということで、これを検討してやっていくというようなこと。こ の検討は、先ほど言った部会か何かつくるのかということですね。その結果、この審議会と どういう関係を持ってやるのかって、そこはちょっと知りたいですね。
- ○岡田議長 ちょっと先ほどの回答の繰り返しなのですけれども、お願いします。
- ○大和地主査 この取り組みが九都県市共通のPRという取り組みなのですが、この審議会が 取り組みの成果によって所有者等が動かない場合、持ち主の方が点検などをやってくれない というように我々が判断した場合、点検をやってもらうためには強権を発動しなければなら ないのかなというのは、条例上の位置づけという意味です。その条例上の位置づけをすると きに、どのような条例案としたらいいかということで、それを屋外広告物の見識者である皆 様から、こんな条例案を作成したらいいのではないかというアドバイスをいただきたいとい う意味です。
- ○岡田議長 条例の必要が迫られるまでは、この審議会としても発議の場はないということな のですが、ちょっとそれと関連して九都県市でその取り組みについて、いろいろ展開されて いくと思うのですが、その中間報告とか、そういった情報提供については、この審議会の場 でいただくことは可能でしょうか。オフレコになってしまうかな、ある程度。
- ○大和地主査 九都県市首脳会議の開催のスケジュールは決まっていまして、それは公表して もいい情報なので、ただ具体的には、5月9日の会議の中で、取り組みの内容を中間報告と して1回九都県市の首長に説明する会議、それが11月13日にあります。そこで、どういうこ

とをやっていく、その周知のやり方とか、誰に対してどのような形でやっていく、そういうのを九都県市の首脳からご了承をいただいたら、相手方に対して接触を始めるというスケジュールです。最終報告が1年後と言われているので、大体毎年5月ぐらいになるので、その5月のときに11月14日以降、こういうところにお願いしていきましたとかという報告をして、この九都県市という取り組みは終わるということで調整されています。なので、11月13日までは内容が固まらないという段階なので、言えない状況です。それ以降については公表事項ですので、次回、審議会が開催されれば、その場で報告という形で、その中での情報提供ということを考えたいと思います。

○岡田議長 ぜひ、屋外広告物に関しては、この審議会がかなり中枢を担うということでもあるので、逐一、情報は共有しておいたほうがいいかなと思いますので、情報公開可能な範囲で結構ですので、よろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして本日の議事は無事に終了しました。今日の会場が厳かなところで 開催されたということもあって、大変厳かに会を進行できることになりまして、心よりお礼 申し上げたいと思います。今後とも埼玉県の景観行政、よろしくお願いいたします。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○ (司会) 和田主幹 本日は、岡田会長を初め、委員の皆様には貴重なご意見いただきました。 誠にありがとうございました。

次に、次第の4のその他となりますが、特に事務局からご報告させていただく内容はございません。

これをもちまして景観審議会は終了となりますが、ここで事務局からマイナンバー制度施 行に伴う個人番号の提供についてということで説明があります。

事務局からお願いします。

○日野主査 新入の委員の方にはマイナンバー制度に伴って個人番号の提供をお願いしたいと 案内文、メールやファクスでご案内を申し上げたところです。審議会が始まる前にご提供い ただいた方もいらっしゃいますが、これはマイナンバー制度に伴いまして社会保障や行政運 営に利用されたりしますが、今回の利用目的としましては給与所得の源泉徴収票等に関する 手続きに使うために個人番号を提供していただくものです。 審議会開始前に、ご提供いただいていない委員には、この会が終わりましたら大変申し訳 ありませんが、確認をしますので、よろしくお願いします。

以上です。

○ (司会) 和田主幹 皆さん、長時間にわたって本当にお疲れさまでございました。 これをもって第50回埼玉県景観審議会を終了します。 気をつけてお帰りください。

午後 4時19分 閉会